

12. 進化するM&A成長支援事業

－中小企業者の事業引継や、事業の拡大・多角化等を支援します－

1. 事業の目的

中小企業者の事業承継や新分野進出・規模拡大による生産性及び賃金水準の向上につながるM&Aや経営統合後のPMIを促進するため、M&A等の取組に要する費用を支援します。

2. 補助対象

①譲渡型

売り手側のM&Aに向けた準備または成立に要する経費
(相手先探索費、仲介契約手数料、企業概要書作成費 等)

②譲受型

買い手側のM&A成立に要する経費
(デューデリジェンス実施料、仲介契約成功報酬 等)

③PMI型

M&A成立後の経營業務の統合に要する経費
(専門家への謝金、コンサルティング料 等)

3. 補助率等

類型	対象経費	補助率	補助上限額	募集時期
譲渡型 (売り手)	M&Aの準備・成立経費	1 / 2	100万円	随時募集
譲受型 (買い手)	M&Aの成立経費		200万円	4月1日から5月末まで
PMI型	M&A成立後の経営統合経費		100万円	随時募集

4. 補助対象期間

原則として交付決定通知日以降であり、採択を受けた事業計画の事業開始日から令和8年2月28日までとします。ただし、「事前着手のための届出書」を提出し、認められた場合は、令和7年4月1日以降の着手日からとします。

5. 募集時期

令和7年4月1日から

(注) 募集時期については、譲渡型・PMI型は随時、譲受型は5月末までの申請となっておりますので、ご注意ください。

交付決定額が予算に達した場合、期限前に募集を終了することがあります。

6. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 産業政策課 団体・金融チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL : 018-860-2215 E-Mail : sansei@pref.akita.lg.jp

48. ふるさと融資（地域総合整備資金）

－無利子の長期資金で地域経済の振興を支援－

1. 事業概要

（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）と連携し、県または市町村が民間事業者の設備の取得等にかかる費用に対し、長期の無利子資金を融資します。

2. 貸付対象者

法人格を有する民間事業者

3. 貸付対象事業

地域の振興や活性化につながるもので、次のような分野の事業が対象となります。

①交通・通信基盤整備、②都市基盤施設整備、③地域産業振興、④リゾート観光振興、⑤文化・教育・福祉・医療など

4. 対象事業の要件

県等の地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた事業で、以下の要件すべてに該当する必要があります。

- (1) 新規雇用者数が、県から融資を受ける場合は5人以上（再生可能エネルギー電気事業の場合は1人以上）、市町村から融資を受ける場合は1人以上
- (2) 融資下限額が100万円以上
- (3) 公益性、事業採算性、低収益性の観点から行われるもの

5. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 貸付対象費用の総額から補助金を控除した額の50%以内で、80億円を限度とします。
（過疎地域等の場合は60%以内で96億円、定住自立圏等の場合は60%以内で120億円を限度とします。）

貸付対象費用

貸付対象費用から補助金を控除した額			補助金
ふるさと融資 	民間金融機関等借入金 ※必須	自己資金	

50%以内（過疎地域等60%以内）

- (2) 貸付利率 無利子
- (3) 貸付対象期間 連続する4年以内
- (4) 償還期間 20年以内（据置期間5年以内を含む）の元金均等半年賦償還
- (5) 担保・保証人 民間金融機関の連帯保証が必要（別途、保証料が必要）
- (6) その他 ふるさと融資以外の資金調達において民間金融機関等からの借入金が必要になります。

6. 提出書類

借入申込書、事業計画書、事業者概要書、連帯保証予定者の意見書等

7. 申請時期

随時受け付けます（ただし事業完了前であることが必要です）。

※ふるさと融資の借入予定金額が、原則20億円超の場合は県、20億円以下の場合は市町村への相談・申請となります。

※ふるさと財団審査結果通知予定時期：毎年度5月、7月、10月、2月

8. 手続きの流れ

県等への制度利用の協議（原則事業着手前）→ 借入申込み → 審査（ふるさと財団）→ 審査結果通知（ふるさと財団から県等へ）→ 貸付決定 → 融資実行

※融資実行にあたっては、原則、貸付対象事業費の支払いと民間金融機関等からの借入がともに完了していることが必要になります。このため、融資実行までの間に要する支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

9. 申込み・問合せ先

○各市町村の担当窓口（企画担当部署など）

○秋田県産業労働部 産業政策課 団体・金融チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 TEL：018-860-2215 FAX：018-860-3887

50. 秋田県企業立地促進資金

－工場等の新增設に最大10億円を融資－

1. 事業概要

県内に工場等を新增設または空き工場等を活用して事業を行う企業に、長期・低利の資金を融資します。

2. 貸付対象企業

次のいずれかに該当する企業

- ①日本標準産業分類（令和5年7月27日総務省告示）に掲げる製造業、電気業、ガス製造業、熱供給業、ソフトウェア業等に属する事業を営む企業
- ②県工業団地を取得する（した）企業
- ③賃金水準向上計画を有する企業（以下、「賃金水準向上企業」という。）

3. 貸付対象設備

工場等の用地、建物及び附属施設、機械及び装置等

4. 貸付要件

(1) 設備投資額

操業時までの投資額が1億円（空き工場等を活用して事業を行うことに係るものは2千万円、ソフトウェア業は1千万円）以上であること。

(2) 地場企業

雇用者が増加すること。

(3) 県外企業

2. ①の企業：県の誘致企業であり、誘致決定後、原則として3年以内に工場等を建設すること。
2. ②の企業：操業開始後1年以内に従業員10人以上となること。

(4) 賃金水準向上企業

給与支給総額及び初任給年率平均2.0%増を3年以上実施するための計画を策定し、取扱金融機関の確認を受けること。

5. 貸付条件

(1) 貸付限度額

	通 常	上乗せ要件該当の場合
一 般 企 業	投資額の50%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）	投資額の60%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）
先端技術型企业 輸送機関連投資 アグリ関連投資 電気業 賃金水準向上企業	投資額の60%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）	投資額の70%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）

※上乗せ要件もあります。詳細についてはお問い合わせください。

(2) 貸付期間 15年以内（据置期間2年以内を含みます）

(3) 貸付利率 年1.15%（輸送機・アグリ関連・電気業・賃金水準向上企業の設備投資の場合は1.05%）

(4) 償還方法 元金均等年賦償還

(5) 担保・保証人 指定金融機関の定めるところによります。

6. 提出書類

- ・貸付あっせん申請書、事業計画書、賃金水準向上計画（賃金水準向上企業のみ）
- ・添付書類：貸借対照表、損益計算書、定款、登記簿謄本、投資に係る契約書または見積書、建物等の設計図

7. 申請時期

随時受け付けます。

8. 手続きの流れ

事前協議（貸付要件（企業↔県）、貸付条件（企業↔金融機関））→ 貸付あっせん申請（企業→県）→ 貸付あっせん決定（県→企業）・貸付あっせん依頼（県→金融機関）→ 貸付申請（企業→金融機関→県）→ 貸付決定通知（県→金融機関）→ 融資実行（金融機関→企業）

9. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 産業政策課 団体・金融チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 TEL：018-860-2215 FAX：018-860-3887